

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 (")	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第696号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和2年8月14日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	育成医療又は更生医療に係る自立支援医療の種類	指定年月日

			当する医療の種類	
わかば薬局	香南市野市町西野2345-7	育成医療及び更生医療		令和2年8月1日
訪問看護ステーションなかやま楽校	安芸郡安田町大字安田1847番地	"		"

高知県告示第697号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

令和2年8月14日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	育成医療又は更生医療に係る自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	訪問看護リハビリステーションいろは	吾川郡いの町波川664番地1	育成医療及び更生医療	令和2年5月25日
変更後		吾川郡いの町波川1913番地2		

高知県告示第698号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和2年8月14日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	育成医療又は更生医療に係る自立支援医療の種類	業務の廃止年月日
わかば薬局	香南市野市町西野2345-7	"	令和2年4月30日
あにまる薬局本店	安芸市宝永町8-20	"	令和2年5月1日
ハロー薬局すさき店	須崎市中町1-3-4	育成医療及び更生医療	令和2年2月29日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知県十市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年8月14日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	前田 説三	南国市十市2882番地
"	土居 芳朗	" " 1664番地
"	鍋島 正昭	" " 4681番地1
"	浜口 憲明	" " 4378番地
"	細川 司	" " 3229番地
"	中沢 猛男	" " 2812番地1
"	土居 千夏	" " 2705番地1
"	山本 桂	" " 1846番地
"	森尾 康夫	" " 1728番地の2

〃 土居 豊明 〃 〃 757番地
 監事 鍋島 泰男 〃 緑ヶ丘二丁目2101番地
 〃 森尾 孝章 〃 十市1891番地の2
 (就任)
 理事 前田 説三 南国市十市2882番地
 〃 土居 芳朗 〃 〃 1664番地
 〃 鍋島 正昭 〃 〃 4681番地1
 〃 浜口 憲明 〃 〃 4378番地
 〃 細川 司 〃 〃 3229番地
 〃 中沢 猛男 〃 〃 2812番地1
 〃 土居 千夏 〃 〃 2705番地1
 〃 山本 桂 〃 〃 1846番地
 〃 森尾 康夫 〃 〃 1728番地の2
 〃 土居 豊明 〃 〃 757番地
 監事 鍋島 泰男 〃 緑ヶ丘二丁目2101番地
 〃 森尾 孝章 〃 十市1891番地の2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高幡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年8月14日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	武吉 利秋	高岡郡四万十町大向124番地2
〃	坂元 穂	〃 〃 高野429番地
〃	國枝 政澄	〃 〃 平野335番地
〃	宮脇 春男	〃 〃 上宮465番地
〃	勢田 政志	〃 中土佐町大野見神母野928番地
〃	岡田 方文	〃 津野町船戸283番地
〃	中尾 博憲	〃 四万十町金上野497番地
〃	池田 洋光	〃 中土佐町久礼98番地
〃	池田 三男	〃 津野町白石甲1021番地
監事	谷脇 健司	〃 四万十町大向218番地
〃	森 林	〃 中土佐町大野見長野122番地
(就任)		
理事	武吉 利秋	高岡郡四万十町大向124番地2
〃	坂元 穂	〃 〃 高野429番地
〃	國枝 政澄	〃 〃 平野335番地
〃	宮脇 春男	〃 〃 上宮465番地
〃	岡田 方文	〃 津野町船戸283番地
〃	中尾 博憲	〃 四万十町金上野497番地
〃	池田 洋光	〃 中土佐町久礼98番地
〃	池田 三男	〃 津野町白石甲1021番地

監事 谷脇 健司 〃 四万十町大向218番地
 〃 長谷部眞一 〃 〃 平野503番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北川土地改良区の定款の変更を令和2年7月31日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年8月14日

高知県知事 濱田 省司

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月14日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

2 退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に対応する期間内である者に係る第8条の2及び第16条第1項の規定の適用については、第8条の2中「次に掲げる」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えて適用される同令第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる」と、第16条第1項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則附則第2項の規定は、令和2年5月1日以後に退職した者について適用する。